

教育委員会臨時会議事録

令和3年3月11日 午後2時00分 開会

出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	菅 沼 由 貴 子
委 員	渡 辺 時 行
委 員	戸 苺 恵 理 子
委 員	山 田 清 志

説明のための出席者

教育部長	原 田 潔
教育部次長	高 橋 純 司
教育部次長兼学校教育課長	河 原 克 明
庶務課長	酒 井 保 吏

教育長が指定した事務局職員

主 事	柴 田 訓 代
-----	---------

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第8号議案 教職員の任用について（非公開）
- 第3 第9号議案 令和3年度教職員の人事異動について（非公開）
- 第4 第10号議案 教育職員における一年単位の変形労働時間制について

「高本教育長」 定刻になりましたので、教育委員会を開会いたします。議事に先立ちまして、3月市議会の初日において、私と菅沼委員の再任について、議会の同意が得られましたので、ここに報告させていただきます。それでは、議事に移ります。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、戸苺・山田両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「高本教育長」 続きまして、日程第2、第8号議案「教職員の任用について」及び、日程第3、第9号議案「令和3年度教職員の人事異動について」は、職員の人事に関する案件ですので、議事を非公開とし、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

「高本教育長」 異議なしと認め、第8号議案 及び 第9号議案は非公開とします。

それでは、日程第2、第8号議案「教職員の任用について」事務局から説明をお願いいたします。

(以下、議事内容は人事情報に関わるため議事を非公開)

「高本教育長」 続いて、日程第3、第9号議案「令和3年度教職員の人事異動について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(以下、議事内容は人事情報に関わるため議事を非公開)

「高本教育長」 続きまして、日程第4、第10号議案「教育職員における一年単位の変形労働時間制について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

「河原教育部次長」 第10号議案「教育職員における一年単位の変形労働時間制について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 制度を導入した場合のメリット、デメリットを天秤にかけ、豊川市としては導入しないということです。この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「渡辺委員」 今回導入しないとした主な理由の中で、時間外勤務を減らしていく動きの中で、変形労働時間制は時間外を減らす動きにつながらない、というものがありました。そもそも、この変形労働時間制を国が提案する中で、時間外勤務の削減も目標に含まれているのではないかと思います。これを、時間外の削減につながらないと断言するのは何か理由があるのですか。

「河原教育部次長」 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の一部改正内容として、時間外勤務の上限を月45時間年360時間とするということがひとつ、もうひとつが、この変形労働時間制の導入となります。変形労働時間制は自治体による選択導入が可能になっており、愛知県では条例改正をして、県内自治体の判断によって導入可能としています。現時点で、この制度にメリットを感じる自治体が少なく導入しないという判断が優勢のようです。渡辺委員が言われた制度導入に伴う時間外勤務縮減の可能性についてですが、そもそも時間外勤務を減らすためには、業務量を減らすことが大前提となります。この制度は、その業務量縮減につながらないと判断されるため、他市でも導入しないという判断になったのだと思います。

「渡辺委員」 現時点で、メリット、デメリットがはっきりしておらず、近隣の動向も含めて今後検討していくということですか。

「河原教育部次長」 導入によるメリットが顕在化し、近隣でも導入が進めば検討し

ていくことになるかと思いますが、それが顕在化していない状態で導入しても、かえって学校現場が混乱するだけではないかと考えたということです。

「渡辺委員」 現時点で、近隣市はどこも導入しないようです。近隣市も豊川市の動向を見極めようとしていると思われしますので、このままだとどの自治体も導入しないで終わるということも考えられます。実際にやってみて、メリット・デメリットを判断するというのもひとつの選択肢ではないかと思いますが、いかがですか。

「河原教育部次長」 おっしゃる通りです。ただし、この制度導入の前提として、既存規定の月42時間年320時間をクリアする必要があります。来年度GIGAスクール構想の本格実施がはじまり、そのための研修等も考慮すると、なかなか条件達成が厳しいことが予測されるということもあり、近隣市も導入できないと判断しているのではないかと思います。ただし、全国を見れば導入する自治体も出てくると思いますので、アンテナを高くはりメリット、デメリットの情報を収集したいと思います。

「渡辺委員」 まずは、豊川市として月45時間年360時間をできるだけ早く実現し、前提条件をクリアしておくことが優先事項ということですね。

「高本教育長」 まず月45時間年間360時間のハードルは相当高いと思いますが、そこをクリアしないと渡辺委員が言われたとおり、先に進めないということです。また、行事等があった場合、勤務時間7時間45分を延長しても良いということですが、労働基準法における一週間の労働時間は守らなければいけないと思います。

「山田委員」 制度を要約すると、勤務時間を割り振るということです。ただ、行事等の時期は勤務時間を増やして、別の時期にその分勤務時間を少なくするというよりは、その日を休みにするという発想のようです。そうやって、連休をつくるようにということですか。

「河原教育部次長」 そのとおりです。休みの日を連続してつくることを推奨するものです。

「山田委員」 ということは、普段よりも2時間余分に勤務した日があったから夏休み中に2時間早く帰る、ということではなく、夏休み中に勤務しない日を1日増やすことができるということですか。

「河原教育部次長」 両方可能です。減らす日も作るし、夏休み中に集中して休む日も作るということです。ただし、勤務ゼロの日は必ず作ることが条件で、それ以外に勤務時間を減らす日を作っても良いというものです。この勤務ゼロの日は、夏休みなどの長期休業中に行うこととなります。

「高本教育長」 ほかにご質問、ご意見がなければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第4、第10号議案「教育職員における一年単位の変形労働時間制について」は原案のとおり可決いたしました。本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会は閉会といたします。

(午後3時13分 閉会)

この議事録は真正であることを認め、ここに署名する。

教 育 委 員

教 育 委 員